

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:学校教育部学校総務課(市民文化会館) No.004

処 分 名	春日部市民文化会館の使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、春日部市民文化会館の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 16 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 11 条
審 査 基 準	◎次の(1)(2)の要件のいずれかに該当した場合、春日部市民文化会館の使用料が還付されます。 (1) <u>管理上特に必要があるため</u> 、使用の許可を取り消されたとき。 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合等を指します。 (2) <u>使用者の責めに帰することができない理由</u> により、施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 ・新型インフルエンザ等特別措置法に起因する理由で、臨時休館又は貸館休止となり、施設を使用できない場合を指します。
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 5 月 8 日）
申請時期	随時
申請方法	春日部市民文化会館窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市民文化会館条例

(使用料の還付)

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付するものとする。

(1) 会館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を使用することができないとき。

■春日部市民文化会館条例施行規則

第 11 条 条例第 16 条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用開始前の場合 全額

(2) 規定使用時間の 2 分の 1 を経過しない場合 半額

(3) その他の場合 教育委員会がその都度定める額
一部改正〔平成 20 年教委規則 7 号〕